

# 情報ファイル

Information file



## 税

**国民健康保険税  
第5期の納期限は  
12月1日(月)です**

国民健康保険税(国保税)は、国民健康保険に加入している皆さんの医療費や、子どもが生まれた時の給付などにあてられています。

納期限内に納めていただかないと、国民健康保険の財源が不足し、健全な運営に支障が出ます。かならず納期限内に納めましょう。

### 口座振替を 利用してください

納税には、口座振替が便利で安心です。納期ごとに金融機関やコンビニなどに出かける必要がなく、指定した口座から自動的に引き落とされるため、納め忘れがありません。

申込手続きは、金融機関および市役所1階市民窓口グループで行うことができます。

通帳と通帳に使用している印鑑を持参してください。

なお、口座振替を利用している場合は、残高の確認をしてください。

### 問合せ先

市民窓口グループ  
☎52-11111 (内線261・262)

### 国民健康保険の 届出を忘れずに

加入するとき、やめるときは、14日以内に届出を国民健康保険(国保)には、勤務先の健康保険への加入者およびその家族の扶養者、後期高齢者医療制度加入者などを除く、すべての人が加入することになります。

加入の届出が遅れると、保険料は加入の資格を得た月(例/会社を辞めた月)までさかのぼって納めなければなりません。その間にかかった医療費は全額自己負担となります。

また、やめる届出が遅れると、保険料(税)が二重払い(国保と新しい健康保険)になってしまふこともあるので、かならず14日以内に届出をしましょう。

#### ◆加入するとき

- ・ 高浜市に転入したとき(国保加入者の場合)
- ・ 職場を退職したとき(※)
- ・ 子どもが生まれたとき(国保加入の場合)
- ・ 生活保護を受けなくなったとき

(※)職場の健康保険の本人が75歳になり、後期高齢者医療制度に移行することにより、本人の扶養となつている家族が国保に加入することになった場合やはずれた場合を含む。

#### ◆やめるとき

- ・ 高浜市から他の市町村へ転出したとき(国保加入者の場合)
- ・ 職場の健康保険に加入したとき
- ・ 死亡したとき(国保加入の場合)
- ・ 生活保護を受けはじめたとき

#### ◆その他の異動

- ・ 退職者医療制度に該当したとき
- ・ 市内で住所が変わったとき
- ・ 世帯主が変わったとき
- ・ 世帯を分けたり、いっしょにしたとき
- ・ 国民健康保険証をなくしたり、破損したとき

\* \* \*

※印鑑と本人確認ができる身分証明書(運転免許証など)はすべての届出に必要です。

※そのほか、届出に必要なものなど、詳しくは問い合わせてください。

### 問合せ先

市民窓口グループ  
☎52-11111 (内線261・262)

## 相談

### 司法書士会による 無料登記相談会

土地・建物の相続、遺言、贈与、売買などの権利に関する登記、および会社、法人登記についての相談会を開催します。

12月6日(土)  
午前9時～11時

ところ 市役所1階相談室

申込方法 12月4日(木)午後4時

までにかかわらず電話で予約※予約のない方は、受けられません。

#### 予約先

愛知県司法書士会西三河支部  
所属予約担当司法書士  
海藤洋文事務所

☎52-0150

